

## 令和2～6年度 羽島市子ども・子育て支援事業計画に対する意見と羽島市の考え方一覧(パブリックコメント)

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 第1章 計画の策定にあたって 1 計画策定の背景 2頁</p> <p>■意見 以下の文章を参考に計画書に追加記載すること。 (※下線部分は特に重要な単語であるため必須とする) ・我が国の子供の貧困率は先進国の中でも高い水準にあるため、2014年には「<u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u>」が施行され、同年8月には「<u>子供の貧困対策に関する大綱</u>」が閣議決定されました。2019年6月の改定では市町村に対し、<u>貧困対策計画を策定する努力義務</u>が課され、<u>子どもの貧困対策を総合的に推進</u>することが求められています。</p> <p>■理由 政府が決めた事です。貧困対策計画を市町村で策定する努力義務が課されました。同じように計画書では平成30年9月には「<u>新・放課後子ども総合プラン</u>」のことが紹介されているので、近年の動きを紹介するには「<u>子どもの貧困</u>」の記述は必要であると判断したため。 別紙資料 岐阜市子ども・子育て支援プラン</p>	<p>子どもの貧困対策計画については、実態・ニーズ等を把握したのちに策定することを検討している段階です。</p> <p>本計画案においては、子どもの貧困対策関連施策について基本目標1(1)施策項目②に“<u>貧困状態の家庭やひとり親家庭の自立支援</u>”として主な取り組みを掲げています。</p> <p>以上のことから、本計画案は原案のとおりとします。</p>

No.	意見	市の考え方
2	<p>■項目及びページ  第1章 計画の策定にあたって  2 計画策定の趣旨  3頁</p> <p>■意見  以下の下線部分を計画書に追加記載すること。  ・各計画と連携しながら、若い世代が希望する時に結婚し、子ども・子育て支援施策を総合的に～</p> <p>■理由  ①まち・ひと・しごと創生基本方針について2019では4つの基本目標の一つに「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」があります。羽島市第六次総合計画後期実施計画は上記の基本方針を考慮した計画書であるため意見の内容が含まれていると思う。  ②第4次岐阜県少子化対策基本計画(案)では目標として2030年に合計特殊出生率1.8を目指すとしています。よっては羽島市も岐阜県の計画を勘案して少子化対策に本腰をいれるのは当然と考える。そのためには晩婚化等が問題化しているので意見のように子育ての前段階として若い世代が結婚できる環境を考えていくことは必須である。この計画書の意見募集の段階では少子化対策について何ら記述されていないのは問題である。</p>	<p>本計画は、子ども・子育て支援法に基づき策定しており、主に子ども・子育て支援事業の提供体制等の確保について定めるものとなっています。以上のことから、原案のとおりとします。</p>

No.	意見	市の考え方
3	<p>■項目及びページ 第1章 計画の策定にあたって 3 計画の位置づけ 4頁</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に考慮しなさい。 「新・放課後子ども総合プラン」及び「子どもの貧困対策計画」については市町村において求められる役割について、本計画の中で定めるか<u>包括するものとして策定しなさい。</u> (意見を考慮しなかった場合) 子どもの貧困対策計画については努力義務となっています。独立して計画書を策定するのは構いませんが、財政安定化策で事務事業の見直しを掲げています。計画書をそれぞれ独自で策定することは市職員の事務費業にとってはかなりの負担となると考えますが、そのあたりのことも含めてご説明してください。</p> <p>■理由 (新・放課後子ども総合プラン) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)についての内容として「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記があります。 (子どもの貧困対策計画) 2019年6月の改定で市町村に対し同計画書策定の努力義務が課せられました。</p>	<p>本計画は、「新・放課後子ども総合プラン」と調和が保たれたものであることとされており、放課後児童教室については、待機児童0を目標とし定めています。 子どもの貧困対策計画については、NO.1の回答と同じです。</p>

No.	意見	市の考え方
4	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 P2計画策定の背景に「子育て安心プラン」という用語があります。厚生労働省では各地方公共団体の子育て安心プラン実施計画を厚生労働省HPに公表し、各地方公共団体の市町村全域・保育提供区域ごとの整備量の見込み等の「見える化」をしております。羽島市は厚生労働省HPに掲載されていません。掲載されていることを知らなかったのか(掲載する必要はある)、掲載する必要がないのかご説明をお願いします。※掲載する必要があるのであれば厚生労働省にご報告して公表すべきだと思います。</p>	<p>子育て安心プラン実施計画は毎年策定し、県に報告しています。厚生労働省のHPには、「子育て安心プランを推進するための財政支援を希望し、国で採択された」自治体のみ掲載されています。</p>
5	<p>■項目及びページ 第1章 計画の策定にあたって 2～4頁</p> <p>■意見 以下の単語と説明内容を計画書に追加記載すること。 ・「幼児教育・保育の無償化」 ・上記の単語の内容について</p> <p>■理由 政策動向として利用者にとっても大きな事柄なので掲載すべきだと思います。</p>	<p>P45施策番号6幼児教育・保育の無償化「令和元年10月より子育て世帯の負担を軽減するため、3歳～5歳児、0～2歳児の住民税非課税世帯の保育料無償化を実施しています。」と追加記載します。</p>

No.	意見	市の考え方
6	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標1 共に学びあい、育ちあ うまちづくり (1)全ての子育て家庭への支援 ②貧困状態の家庭やひとり親家庭 の自立支援 45～46頁</p> <p>■意見 以下の事柄を事業概要に追加記 載すること。 ・住居に関する支援について</p> <p>■理由 ①岐阜県ひとり親家庭等自立促進 計画(案)では市の住居支援の取組 として①公営住宅の優先入居の推 進②住宅セーフティネット制度の推 進があります。②に関して羽島市は 関係団体と連携をして行っておりま すか。②地域共生社会に向けた包 括的支援と多様な支援・協働の推進 に関する検討会では居住支援のこ とが記載(居住支援協議会)されて おり政府政策のため。</p>	<p>ひとり親家庭への支援について は、基本目標1(1)施策項目②に“貧 困状態の家庭やひとり親家庭の自 立支援”として主な取り組みを掲げ ており、施策番号15においてその充 実について一括記載し、必要に応じ て関係団体と連携して支援を行って います。</p>

No.	意見	市の考え方
7	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標1 共に学びあい、育ちあ うまちづくり (1)全ての子育て家庭への支援 ②貧困状態の家庭やひとり親家庭 の自立支援 45～46頁</p> <p>■意見 以下の事柄を主な取組に追加記 載すべきである。 ・子ども食堂への支援</p> <p>■理由 岐阜県ひとり親家庭等自立促進計 画(案)に市町村の役割として明示さ れております。居場所作りとして大 切なことと考えます。</p>	<p>基本目標3(5)施策項目①“地域 の子育て支援体制の整備”に施策 番号116で記載しています。</p>

No.	意見	市の考え方
8	<p>■項目及びページ  第4章 施策の展開  基本目標1 共に学びあい、育ちあ  うまちづくり  (1)全ての子育て家庭への支援  ②貧困状態の家庭やひとり親家庭  の自立支援  45～46頁</p> <p>■意見  子供の貧困対策に関する大綱で  は地方公共団体による実態把握と  あるが、P20からのアンケート調査  結果の概要が掲載されているが、子  どもの貧困に関わる事柄はなかった  ように見受けるが、実際アンケート  段階で「子供の貧困に関する調査」  をしたのか。もししていないのであ  れば、いつの時期に実施するorしな  いのか説明して頂きたい。</p>	<p>NO.1の回答と同じです。</p>

No.	意見	市の考え方
9	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標1 共に学びあい、育ちあ うまちづくり (1)全ての子育て家庭への支援 ③障がい児施策の充実 46～47頁</p> <p>■意見 以下の事柄について事業名(もし くは事業概要)に追加記載しな さい。 ・医療的ケア児に関する支援全般に ついて</p> <p>■理由 内閣府子ども・子育て会議(第47 回)資料6「次世代育成支援対策推 進法に基づく行動計画策定指針の 改正について」の必要な改正内容で 「医療的ケア児に関する記載の追 加」があります。同計画書案の段階 では医療的ケア児という単語さえな いので、内閣府の方針に従い医療 的ケア児について記載をする義務 があるため。</p>	<p>現在、学校教育課では「医療的ケ アに関する実態調査」を実施し状況 把握に努めています。市内の学校で は、人的にも設備的にも対応が難し く、該当する児童生徒は院内学級が ある学校や病弱の特別支援学校で 学習できるように関係機関や本人・ 保護者と相談をしています。</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基 づく市町村行動計画等については、 各地域の実情に応じて作成するも のであるため、原案のとおりとしま す。</p>

No.	意見	市の考え方
10	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標1 共に学びあい、育ちあ うまちづくり (1)全ての子育て家庭への支援 ③障がい児施策の充実 46～47頁</p> <p>■意見 以下の事柄を新規事業として計画書に追加記載しなさい。 ・発達障害が疑われる子どもをもつ保護者が、児童の行動の客観的な理解の仕方等を学ぶ講座、ペアレントプログラム講座事業を検討します。</p> <p>■理由 ①社会保障審議会障害者部会(第96回)にて次期障害児福祉計画の活動指標の市町村向けにペアレントトレーニング関連があります。国の方針としては市町村として計画書に指針として盛り込んでいく方針である。 ②厚生労働省発(平成29年9月22日)「ペアレントプログラムの導入促進について」では市町村は、発達障害者の家族とその関係者に対し支援するよう努めることとなりました、と文面がある。 以上より今後羽島市でも検討していかねばならぬ事業であるが、必要ないと市政が判断されるのであれば理由を述べていただきたい。</p>	<p>ペアレントプログラムの実施導入については、今後策定する次期障害児福祉計画に関する事業として検討を進めているところであり、本計画においては原案のとおりとします。</p>

No.	意見	市の考え方
11	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標1 共に学びあい、育ちあ うまちづくり (1)全ての子育て家庭への支援 ③障がい児施策の充実 46～47頁</p> <p>■意見 以下の事柄を新規事業として計画 書に追加記載しなさい。 ・保育所等訪問支援事業</p> <p>■理由 これは現行の羽島市障害福祉計 画・障害児福祉計画では2020年度 末までに「保育所等訪問支援の利用 体制の構築」があります。同計画が 開始した年度初期は羽島市内に保 育所等訪問ができる事業所があり ませんでした。現在も市内において 利用できない状態であれば、あと1 年で利用体制の構築に向けてどの ように担当課が連携して(もちろん 子育て・健幸課も含みます)いくの かご説明をしてください。議論・誘致 等してもダメで延期なら納得しま すが、議論・活動もせず延期です ということであれば、この3年間一 体今まで何をやってきたのかと思 えます。今後市政として保育所等 訪問支援事業をどうしたいのかご 説明を願いたい。 別紙資料 障害福祉計画・障害児 福祉計画</p>	<p>ご意見につきましては、障害児福 祉計画に係る事項でございますの で、本計画においては原案のとおり とします。</p>

No.	意見	市の考え方
12	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標1 共に学びあい、育ちあ うまちづくり (1)全ての子育て家庭への支援 ③障がい児施策の充実 46～47頁</p> <p>■意見 以下の事柄を新規事業として計画 書に追加記載しなさい。 ・就学前巡回訪問(相談)事業</p> <p>■理由 令和元年度第1回羽島市子ども・ 子育て会議の会議録に記載されて いますが、昨年から保育園等を職員 が巡回しており、今年度はより細か く実施していく、とあります。 実際やっている取り組みで同計画 書(案)の段階で該当する箇所がな かったので、追加すべきと判断しま した。</p>	<p>P47に施策番号28就学前巡回訪 問(相談)事業「保健センター、羽島 特別支援学校、羽島市発達支援セ ンター、市内関係学校、羽島市教育 委員会の各担当でチームを作り、 市内の園への巡回訪問を行いま す。訪問後、園での支援の仕方の検 討や就学先での支援の在り方の相 談をします。」と追加記載します。</p>

No.	意見	市の考え方
13	<p>■項目及びページ  第4章 施策の展開  基本目標1 共に学びあい、育ちあ  うまちづくり  (1)全ての子育て家庭への支援  ③障がい児施策の充実  46～47頁</p> <p>■意見  放課後等デイサービスを利用する  のはよいのですが、懸念すべきこと  は障がいのある子どもたちだけがそ  の場に集まって、健常児のような子  供たち、また地域から切り離されな  いか心配します。放課後等デイサー  ビスガイドラインでは地域の放課後  児童クラブや放課後子ども教室等と  の交流や他の子どもとの活動を企  画することが望ましいと記載されて  おります。羽島市における上記のよ  うな取組の必要性についてご説明し  てください。  参考資料 放課後等デイサービスガ  イドライン</p>	<p>障害のある子どもが、地域や他の  子どもと交流を図ることは、望ましい  ことと考えます。  しかし、それぞれのお子様の安全  を確保できる体制が整わない状況  では実施は困難と考えます。</p>

No.	意見	市の考え方
14	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標1 共に学びあい、育ちあ うまちづくり (1)全ての子育て家庭への支援 ③障がい児施策の充実 46～47頁</p> <p>■意見 以下の事柄を新規事業として計画 書に追加記載しなさい。 ・サポートファイルの普及・啓発につ いて</p> <p>■理由 障がい児支援の基本は「縦横連 携」であり基軸となるのがサポート ファイルとなります。 サポートファイルは乳幼児期から 活用できる事業であり、子育て・健 幸課と学校教育課が連携して配布 できるように協力体制をしておりま す。 よって実際やっていることなので 事業として記載すべきことは当然 ですし、基本中の基本なことです。</p>	<p>P47施策番号29サポートファイル の普及・啓発「本人・保護者と支援 者をつなぎ継続的な支援が行える よう、支援内容や相談内容、検査結 果等を記録、保管するファイルを作 成し、配付しています。」と追加記載 します。</p>

No.	意見	市の考え方
15	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標1 共に学びあい、育ちあ うまちづくり (1)全ての子育て家庭への支援 ④児童虐待防止対策の充実 47頁</p> <p>■意見 以下の事柄をどこかの事業名の事 業概要に追加記載しなさい。 ・こどもの権利擁護の在り方に関す ること</p> <p>■理由 児童虐待防止対策の抜本的強化 について(2019年3月19日関係閣 僚会議決定)によりますと、「子ども の権利擁護の在り方に関する検討」 があり、子どもの意思表明権を保障 する仕組みについて、施行後2年目 を目途に必要な検討を進めるとあり ます。岐阜市では「岐阜市子どもの 権利に関する条例」を制定し、子ど もの権利に関する情報提供、啓発活 動を進めています。 近年社会問題化している未熟な親 たちによる児童虐待、行政としては 今までは子育て支援充実として親の 目線向け中心でしたが、今後は子ど も目線にも目を向けて考えていく必 要があります。 別紙資料1 児童虐待防止対策の抜 本的協会について 別紙資料2 岐阜市子ども・子育て 支援プラン(素案)</p>	<p>児童虐待防止対策については、社 会全体で取り組むべき問題として認 識しています。 当市の子どもの人権擁護の取り組 みについては、「羽島市人権施策推 進指針」に施策の方向・取組一覧等 を記載していますので、原案のとおりとします。</p>

No.	意見	市の考え方
16	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 該当箇所不明</p> <p>■意見 以下の事柄を新規事業として計画書に追加記載しなさい。 ・定住外国人に対する支援の充実</p> <p>■理由 基本指針の改正方針案について記載されており国の方針です。公立学校でも問題になっておりますが、外国人の子どもの不就学問題がクローズアップされており、岐阜県教育総合会議でも議論になりました。これは就学前の保育所等でも同じようなことが発生していないか危惧しております。市内で保育所等に通う外国人の子どもたちの人数を把握しておられますか。 別紙資料 基本指針の改正方針案について</p>	<p>毎年実施する調査にて、外国籍のお子さんの人数を把握しています。保育所等の入所においては岐阜県国際交流センターのトリオフォン等のサービスを活用し、円滑に入所できるように対応しています。また、園においても子どもに応じた支援を行っています。よって原案のとおりとします。</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標1 共に学びあい、育ちあ うまちづくり (2)子育てと仕事の両立支援 ②乳幼児期の教育・保育の充実 50頁</p>	
17	<p>■意見 以下の事柄を新規事業として計画書に追加記載すること。 ・保育士人材の確保・定着支援</p> <p>■理由 子育て安心プランでは待機児童を解消するための6つの支援パッケージの主な内容の一つに「保育人材確保」があります。如何がに補助金などで処遇改善や受け入れ年齢を引き下げたとしても保育士の人材が足りなければ受け入れることはできません。羽島市内の各園で保育士不足の現状はどうなっておりますか説明していただきたい。政府が推進していることなので取り組むべきでしょう。 別紙資料 子育て安心プラン</p>	<p>当市全体としては、待機児童は発生しておらず、保育士の一定の確保はできています。当市においては、岐阜県保育士・保育所支援センターが主催する「保育のしごと見学会」や「保育士確保連携会議」に協力するなどして、関係機関と連携し、さらなる人材確保に努めています。 よって原案のとおりとします。</p>

No.	意見	市の考え方
18	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標2 心豊かで健やかに成長するまちづくり (3)親子の健やかな成長支援 ③食育の推進 50頁</p> <p>■意見 保育所・認定こども園・幼稚園等において食物アレルギー対策について計画書に追加記載すべきである。</p> <p>■質問 保育所などへの食物アレルギー対応について行政として保育所とどのような連携をしているか説明してください。</p> <p>■理由 厚生労働省では、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を作成され、去年改定された。改定編では「基本編」「応用編」の2編に再編。医療関係者・行政の役割と連携に関する記述が拡充されている。 別紙資料 大垣市第三次子育て支援計画(素案)P91</p>	<p>食物アレルギーについては、市内保育所・認定こども園・幼稚園に対し、当該ガイドライン等を参考に、必要に応じて、確認を行っています。</p> <p>本計画は、子ども・子育て支援法に基づき策定しており、主に子ども・子育て支援事業の提供体制等の確保について定めるものとなっています。以上のことから原案のとおりとします。</p>

No.	意見	市の考え方
19	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標2 心豊かで健やかに成長するまちづくり (4)全ての子ども・若者の健やかな育ちの支援 ④心豊かな人間性を育む教育の推進 111幼児教育に関する情報提供 57頁</p> <p>■意見 市町村によっては、保育園、幼稚園、認定こども園の園児が就学後の学校環境にスムーズに適應できるよう、市内の各校区に「幼保小連携協議会」を開設するなど、連携を推進しております。羽島市では同協議会はないはずです。校区ごとに公立学校を中心とした学校運営協議会を設立・運営しているので就学前の機関も含めて協議会の幅を広げていくべきと考えます。</p>	<p>市内の各小学校では、就学がスムーズにできるよう、小学校と園の職員が、情報を共有する会や、指導の仕方を検討する会を設定しています。「幼保小連携協議会」や「幼保認定こども園等連絡会」など、名称は様々ですが、各小学校の実状に合わせて実施し、連携を推進しています。</p>

No.	意見	市の考え方
20	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標3 安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくり (5)地域で支える子育ての推進 ①地域の子育て支援体制の整備 57頁</p> <p>■意見 以下の事柄を新規事業か既存の事業概要に追加すること。 ・転入者に対する情報提供の充実</p> <p>■理由 市外から転入された方は身内に知り合いもいなければ、初めて訪れる場所なので知り合いがいない場合が多いでしょう。そのために羽島市はどんな子育て支援施設・サービス情報があるのか知りませんので、情報提供の充実は必要であるかと考えます。 別紙資料 大垣市第三次子育て支援計画(素案)</p>	<p>転入者には、子育てに関する情報誌『子育てハンドブック』を提供するほか、窓口等での相談に丁寧に対応していますが、本計画に記載すべき事業に該当しないため、原案のとおりとします。</p>

No.	意見	市の考え方
21	<p>■項目及びページ  第4章 施策の展開  基本目標3 安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくり  (5)地域で支える子育ての推進  ②子ども・若者への相談・支援体制の充実  60頁</p> <p>■意見  以下の事柄を新規事業として計画書に追加記載しなさい。  ・結婚相談に対する支援・相談・出会いの場創出  (もしくは「少子化」に対する取組等)</p> <p>■理由  ①全国的に少子化が問題になっており、合計特殊出生率では羽島市は国・県平均を下回っており問題化しております。それなのに同計画書(案)段階では少子化について何も言及されていないのは問題意識がなさすぎます。若者の結婚意欲を持たせるためにはどうしたらよいか真剣に考えていかないと今後の自治体運営は羽島市単独では無理になりますよ。そのあたりの危機意識を羽島市政は持っておられますか？</p> <p>②第4次岐阜県少子化対策基本計画と平成30年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(第198回国会(常会提出)では「若者の結婚支援」について言及されております。これは国と県の施策なので羽島市も勘案すべき。  参考資料1 第4次岐阜県少子化対策基本計画  参考資料2 平成30年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(第198回国会(常会)提出)</p>	<p>No.2の回答と同じです。</p>

No.	意見	市の考え方
22	<p>■項目及びページ  第4章 施策の展開  基本目標3 安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくり  (5)地域で支える子育ての推進  ②子ども・若者への相談・支援体制の充実  123 地域における子ども・若者育成支援のネットワークづくり  60頁</p> <p>■意見  事業概要に「子ども・若者総合相談センター」と「子ども・若者支援地域協議会」を設置するとありますが、設置時期と担当する担当課はどこなのかご説明ください。  考慮にいれなければいけないことは一般に若者年齢定義は15歳～34歳(or39歳)といわれています。同計画書(案)の段階で主担当課が「学校教育課」と「子育て・健幸課」となっていますが、担当年齢範囲としては両課とも若者年齢の定義に入っているのか疑問に思います。それを踏まえてお答えください。  ※窓口で両課に質問しましたが、納得する回答が得られなかったので意見書という形となった経緯です。</p>	<p>現在は、相談の内容によって、その業務の担当課が対応しています。現在建設中の市役所新庁舎では、機能を集約した総合窓口を設置することを検討しており、15歳～39歳の若者とされる年齢への対応もワンストップで可能になると考えます。協議会についても同じ時期に設置できるように合わせて検討しています。</p>

No.	意見	市の考え方
23	<p>■項目及びページ  第4章 施策の展開  基本目標3 安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくり  (5)地域で支える子育ての推進  ②子ども・若者への相談・支援体制の充実  60頁</p> <p>■意見  以下の事柄を新規事業として計画書に追加記載すること。  ・若年者の雇用促進</p> <p>■理由  若者が困難としていることのひとつに常用雇用があります。これは「ハローワーク岐阜」や「岐阜県若者サポートステーション」等と連携して若年者の就労支援をしていくことが大切だと思います。  別紙資料 岐阜市子ども・子育て支援プラン(素案)  担当課は商工観光課  参考資料 第4次岐阜県少子化対策基本計画(案)</p>	<p>本計画は、子ども・子育て支援法に基づき策定しており、主に子ども・子育て支援事業の提供体制等の確保について定めるものとなっています。若者の雇用促進については趣旨が異なるため記載しないものとします。</p>

No.	意見	市の考え方
24	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 該当ページ不明</p>	<p>当市では5歳児健診の実施予定はございませんが、来年度以降、保健センターと保育園・幼稚園等との連携を強化し、療育等支援が必要な子どもへの対応を充実させる予定としています。</p>
	<p>■意見 5歳児健診を実施してほしい。</p> <p>■理由 5歳児健診は身体発育の確認と、保育園や幼稚園などの集団生活の中で気が付く「落ち着きがない」「動きがぎこちない」「興味に偏りがある」などといった子どもが抱える困難さを確認できる良い時期とされているため。</p>	

No.	意見	市の考え方
25	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 該当ページ不明</p> <p>■意見 以下の事柄を新規事業として計画書に追加記載すること。 ・不妊に悩む夫婦への支援 (不妊治療に関する情報提供、不妊治療費の一部補助)</p> <p>■理由 いわゆる少子化対策に関わる政策の範囲にもなります。 これは実際羽島市でも行われているはずなので計画書に掲載するのは当然であると考えます。 別紙資料 大垣市第三次子育て支援計画(素案)</p>	<p>現在、当市では不妊治療費の助成や岐阜県不妊相談センター(れんげ相談)の紹介を行っていますが、本計画は、主に子ども・子育て支援事業の提供体制等の確保について定めるものとしているため、原案のとおりとします。</p>
26	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 該当ページ不明</p> <p>■意見 保育所等でも保育士の業務負担軽減のためにICT化といわれており、厚生労働省でも令和2年度概算要求で保育所等のICT化に対して予算配分する予定となっています。羽島市では保育所等のICT化をどのように考えていますか。 参考資料 第4次岐阜県少子化対策基本計画(案)P68</p>	<p>保育所等における業務効率化推進事業については、国の平成27年度補正予算時から開始され、羽島市においては、平成28年度に対応済みです。</p>

No.	意見	市の考え方
27	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 基本目標1 共に学びあい、育ちあ うまちづくり (1)全ての子育て家庭への支援 ①子育て家庭に対する経済的支援 44頁</p> <p>■意見 以下の事柄を新規事業として計画 書に追加記載すること ・新生児聴覚検査等に関すること</p> <p>■理由 内閣府子ども・子育て会議(第47 回)資料6「次世代育成支援対策推 進法に基づく行動計画策定指針の 改正について」の必要な改正内容で 「新生児聴覚検査等に関する記載の 追加」があります。内閣府の方針に 従い新生児聴覚検査等について記 載する義務があるため。</p>	<p>当市では、平成20年度より新生 児聴覚検査費用の助成を行って いますが、次世代育成支援対策推 進法に基づく市町村行動計画等につ いては、各地域の実情に応じて作成 するものであるため、原案のとおり とします。</p>

No.	意見	市の考え方
28	<p>■項目及びページ 第4章 施策の展開 該当ページ不明</p> <p>■意見 以下の事柄を新規事業として計画書に追加記載すること。 ・住生活基本計画を踏まえた良質な住宅の確保に関する記載をすること(例題的な事業) ・市営住宅への優先的な入居 ・三世帯同居・近居の促進 ・民間賃貸住宅の活用等</p> <p>■理由 内閣府子ども・子育て会議(第47回)資料6「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について」必要な改正内容で「住生活基本計画を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載」があります。同計画書案の段階では住生活に関する施策がないので、内閣府の方針に従い住生活に関する施策について記載をする義務があるため。</p>	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等については、各地域の実情に応じて作成するものであるため、原案のとおりとします。</p>

No.	意見	市の考え方
29	<p>■項目及びページ 第6章 計画の推進 1 計画の進行管理 94頁</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して計画書に反映させなさい。 ・関係機関からなる「羽島市子ども・子育て会議」には計画の実施状況の把握、点検・評価し、その結果を公表して「PDCAサイクル」により～</p> <p>■理由 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等の作成に当たっての留意事項では(基本指針第六の二)では毎年度、同計画に基づく点検・評価・公表が記載されております。政府の方針ですので結果の公表を市民に公開すべきです。 別紙資料 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)</p>	<p>当市では、毎年計画の進捗状況、実施状況及び評価を子ども・子育て会議に諮り、その結果について公表していますので、原案に追加記載します。</p>